

令和6年度管理不全状態のおそれがある空き家の所有者等調査業務委託 に関する提案募集要項

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

記

1 業務の名称

令和6年度管理不全状態のおそれがある空き家の所有者等調査業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の内容

業務の内容は、別紙の「令和6年度管理不全状態のおそれがある空き家の所有者等調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 次の（ア）～（ウ）に掲げるいずれかの者を5名以上、配置可能であること。

（ア） 弁護士法第8条に基づく登録をされている者

（イ） 司法書士法第8条に基づく登録をされている者

（ウ） 行政書士法第6条に基づく登録をされている者

イ 公募開始から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、業務実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告日から5年前までに業務を完了したものに限る。

エ 本業務に関する統括及び管理を行う管理担当者については、登記や住民票等から所有者や相続人等の特定を行う調査に係る2年以上の実務経験を有する者を配置すること。

オ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。

個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行い、了承を受けること。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務では、管理不全状態のおそれがある空き家226件程度について、空き家1件当たり12通程度の住民票等の確認作業を行うことにより、所有者等の調査を行うことを想定している。

契約金額の上限は、3,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- ・本業務は新年度予算の成立を前提としており、市会において議決が得られなかった場合は、応募を中止、契約を締結しない場合がある。
- ・その場合、応募に係る一切の経費を京都市に請求することはできない。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に、受託希望金額として、「住民票等の確認業務1通当たりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）」を提示すること。ただし、提示する額は、上記(3)の上限内で本業務の受託案件として、226件程度の調査が実施可能な額とすること。

(5) 秘密保持義務

業務に従事する者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱い事務の委託契約に係る共通仕様書」（別紙1-1）のとおりとする。

(7) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(8) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

5 提案書等の提出

(1) 募集期間

令和6年3月8日（金）から令和6年3月22日（金）まで

(2) 提出物

別紙第1号様式から第4号様式まで（以下「提案書」という。）を電子又は紙媒体で提出すること。

(3) 提案事項

仕様書「1 業務の主旨」、「4 実施手順」及び「5 成果品」を踏まえ、平時及び緊急時において、円滑かつ迅速に調査を実施するための業務の進め方や体制を提案すること。この提案に当たっては、7(2)の評価項目に十分留意すること。

(4) 提出方法

電子メール又は郵送、持参による。電子メール又は郵送による場合は、送達されたこと

を電話にて確認すること。また、郵送、持参の場合は6部（添付書類がある場合は併せて6部）用意すること。

(5) 提出期限

令和6年3月22日（金）午後5時必着

※持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する京都市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(6) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 青山、井上、西川）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3667 FAX（075）222-3526

メール：machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp

メール件名は「管理不全状態のおそれがある空き家の所有者等調査業務の提案書等」とすること。

(7) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、輕易な誤りを除き、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとし、複数の提案は認めない。

ウ 提案団体の本業務の従事制限

従事者は1つの提案にのみ参加することとし、複数の提案に参加することは認めない。

エ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が必要と認める場合は、提案者の同意を得たうえで、提案書等の内容を本市が無償で使用できることとする。なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

オ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

カ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法等

本要項に関する質疑については、次のとおりとする（必ず着信確認を行うこと。）。

ア 期限： 令和6年3月15日（金） 午前10時必着

イ 方法： 電子メールによる。

ウ 様式： 自由

エ 提出先： machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp（担当 青山、井上、西川）

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和6年3月18日午後5時までに京都市ホームページで公開することとし、回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

（本プロポーザルのホームページアドレス）

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

ア 見積書（第4号様式）に記載の見積金額が契約金額の上限を超えている場合は、失格とする。

イ 下記(2)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
所在地	本店等の所在地	本店、支店の所在地が京都市内にあるか。	8点
業務実績	管理担当者の同種・類似業務の実績	管理担当者は同種・類似業務の実績を有しているか。過去5年間（令和元年度～令和5年度に業務を完了したもの）の業務実績が対象。	16点
実施体制	(人員配置) 業務遂行に十分な人員が確保された体制か。		4点
	(安定的な体制の確保) 委託期間内において、管理担当者等が他の業務に従事した場合でも、安定して業務を遂行できる体制が提案されているか。		4点
提案の 的確性	(作業効率の提案) 空き家所有者調査について、専門的知識を有する者の監修により、効率的に調査を実施するための工夫が提案されているか。		16点
	(成果物の正確性) 調査の結果、所有者の特定に基づいて作成される成果物が正確で、内容に不備がないものが提出できるように、効率的に実施するための工夫が提案されているか。		24点
	(作業進捗管理の提案) 空き家所有者調査の着実な進捗管理や迅速な報告を行うための工夫が提案されているか。		12点

	(緊急時の対応の提案) 平時はもとより、予期できる災害時（台風等）や予期できぬ災害時（地震等）等の緊急時においても、効率的に調査を実施するための工夫が具体的に提案されているか。	8点
受託希望金額	確認業務1通あたりの受託希望金額に応じて配点を行う。	8点

※同種・類似の業務とは、登記や住民票、戸籍等から、所有者や相続人等の特定をする調査をいう。

8 選定結果の通知及び公表

- (1) 受託候補者に選定された提案者への通知
受託候補者に選定された旨を文書で通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知
受託候補者に選定されなかった旨及びその理由を文書で通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) 受託候補者の選定結果の公表
受託候補者の選定後、選定の結果（参加した事業者、評価点及び選定理由）を公表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

上記「5(6)提出先」と同じ